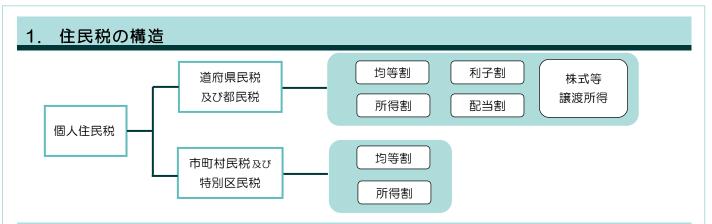
税制改正など、税務関連のニュースをお届けします。できるだけわかりやすく税金についてご紹介したいと思います。

## 2014年12月 税務ニュース

# 個人住民税の課税の仕組み

年末調整の準備や、確定申告が気になる季節となりました。個人の住民税の計算方法は所得税とよく 似ていますが、均等割や所得控除など異なる点もあります。今回は住民税の仕組みについてご説明します。



### 2. 均等割

均等割は非課税とされる人を除き、すべての住民が等しく負担します。東日本大震災からの復興を図ることを目的として、以下のとおり平成26年度から35年度までの間は臨時の措置が講じられています。

均等割の区分	均等割額	
	右期間以外	平成 26 年度から 35 年度まで
道府県民税及び都民税	1,000円	1,500 円
市町村民税及び特別区民税	3,000円	3,500 円
合計	4,000 円	5,000 円

### 3. 所得割

所得割は、退職所得を除き、前年の所得を基礎(課税標準)として課税されます。計算の過程は所得税とよく似ており、以下のとおりとなります。



#### 4. 所得控除

個人住民税の所得控除の額は、社会保険料控除など一部を除き、所得税より低いものとなっています。

所得控除の区分	個人住民税	所得税
基礎控除・配偶者控除・扶養控除	それぞれ 33 万円	それぞれ 38 万円
障害者控除(同居特別障害者の場合)	26万円 (53万円)	27万円 (75万円)
生命保険料控除	最大7万円	最大 12 万円
地震保険料控除	最大 2.5 万円	最大 5 万円
医療費控除·社会保険料控除· 小規模共済掛金控除·雑損控除	原則として同額	
寄付金控除	なし	あり

#### 5. 非課税

所得の低い人など一定の条件にあてはまる人に対しては、非課税の規定が設けられています。